

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年8月1日
担 当 課	福祉政策課 地域福祉担当室

契約業者名・住所	特定非営利活動法人 socialmate・千葉県千葉市中央区富士見1-13-11 紅谷ビル302
工事等の名称	松戸市居住支援事業業務委託
工事等の場所	松戸市栄町6丁目430番地の4 松戸荘 ほか7か所
種 別	委託
工事等期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日
契約金額	以下の単価のとおり 宿泊費（松戸荘）2, 297円（1日（1人）につき） 宿泊費（流山荘）2, 034円（1日（1人）につき） 宿泊費（プラムガーデン我孫子）2, 240円（1日（1人）につき） 宿泊費（イーストヒルズ笹山）2, 067円（1日（1人）につき） 宿泊費（つつじの郷取手）1, 867円（1日（1人）につき） 宿泊費（青戸荘）2, 416円（1日（1人）につき） 宿泊費（ローゼハイツ妙典）2, 297円（1日（1人）につき） 宿泊費（浦安ハイツ）2, 297円（1日（1人）につき） 食費（全施設共通）332円（1回（1人1食）につき）
工事等の概要	松戸市居住支援事業に関する委託

随意契約の理由	松戸市居住支援事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、一定の住居を持たない生活困窮者に対し、宿泊場所の供与、食事の提供その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜を供与することを目的とする事業である。 ここでいう「その他当該宿泊場所において日常生活を営むのに必要な便宜」とは、生活困窮者が抱える多岐にわたる様々な課題に対して、医療機関をはじめその他様々な関係機関と連携しながら対応していくものであり、本事業の遂行にあたっては迅速かつ柔軟な対応が求められるところである。 「特定非営利活動法人 socialmate」は、本事業において実施することとしている宿泊場所の供与、食事の提供についてはもちろんのこと、一定の住居を持たない生活困窮者に対して必要な医療等を受けさせるための医療機関との連携や、生活困窮者自立支援法に基づき実施する自立相談支援事業の事業者やその他の関係機関との連携も円滑に図ることが期待される法人である。 また、令和 7 年度において十分な実績をあげ、つつがなく契約履行している業者であることから、令和 8 年度においても、もっとも適切な業者であると考ええる。 以上のことから、松戸市居住支援事業業務委託は、「その性質又は目的が競争入札に適しない」と判断し、地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び松戸市財務規則第 1 3 8 条第 1 項第 1 号の規定により、事業者を相手方として随意契約とすることが妥当かつ適法であると思料する。
----------------	--